

証券コード 3034
平成29年11月15日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー37階
クオール株式会社
代表取締役社長 中 村 敬

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）において賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により平成29年11月30日（木曜日）午後6時00分までに到着するよう議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年12月1日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目14番1号
フロントプレイス日本橋 10階
クオール株式会社 会議室

3. 目的事項 決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 当社とクオール分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
本臨時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。ご了承くださいませようようお願い申し上げます。

株主総会参考書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに（アドレス <http://www.qol-net.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面のご郵送（議決権行使書用紙のご返送）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。（毎日午前2時から午前5時までは取扱い休止となります。また、株主さまのインターネット環境によってはご利用できない場合もございます。）

【議決権行使ウェブサイト】 <http://www.evote.jp/>

- (2) 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従つて議決権を行使してください。第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」のご変更をお願い申し上げます。
- (3) 郵送とインターネットにより議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主さまのご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権の行使は、平成29年11月30日（木曜日）午後6時00分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. パスワードの取扱い

- (1) 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) パスワードは議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

第1号議案 当社とクオール分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、東京都中央区日本橋兜町に調剤薬局1号店を出店してからまもなく四半世紀を迎えます。「わたしたちは、すべての人の、クオリティ オブ ライフに向きあいます。いつでも、どこでも、あなたに。」を企業理念に掲げ、主力事業の保険薬局事業に加え、社会保険制度に依存しないBPO（Business Process Outsourcingの略）受託事業との両輪で、事業ポートフォリオの最適化を図りながら、平成29年9月末時点で、717店舗を展開する調剤薬局チェーンに成長してまいりました。

保険薬局事業においては、医療機関とのマンツーマン薬局を中心に、近年ではローソン等の異業種と連携した薬局の出店で認知度を高め、患者さま、利用者の方の利便性向上に貢献しております。また、コンプライアンスの徹底とコーポレートガバナンスを充実強化し、薬剤師の高度専門教育を通じ、これからも地域に必要とされるかかりつけ薬剤師・薬局として、質の高い医療と健康サポート機能を備えた薬局を拡充してまいります。

BPO受託事業においては、製薬企業の営業支援、薬剤師等の医療従事者の紹介・派遣、治験支援及び広告宣伝等を展開しております。また、教育の充実による高付加価値なMRの派遣や保険薬局事業とのシナジーにより、製薬企業との契約数を拡大すると共に、高収益を実現しております。

当社グループを取巻く経営環境は、診療報酬や薬価の改定、大手調剤薬局チェーンの出店・M&Aの加速や、医薬品卸やドラッグストアの調剤薬局事業強化及び異業種からの参入による競争の激化等、厳しさが増しております。

このような経営環境の中、当社グループは、保険薬局の出店を加速させると共に、新事業の創出、海外事業の展開も視野に入れたさらなる成長を目指しております。今後、中長期的な企業価値向上を図り、持続的な成長を実現するために、持株会社体制に移行することを決定いたしました。

持株会社体制へ移行することで、（1）グループ経営戦略推進機能の強化、（2）権限と責任の明確化による意思決定の迅速化、（3）コンプライアンスを重視したコーポレートガバナンスの強化、（4）グループシナジーの最大化を目指してまいります。

本議案は、当社を吸収分割会社、当社の100%子会社であるクオール分割準備株式会社を吸収分割承継会社とし、保険薬局事業、コンビニエンスストアを含む売店事業及びそれらに付随する事業の承継を行う旨の吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

本吸収分割の効力は本議案及び第2号議案「定款一部変更の件」をご承認いただ

くことを条件として、平成30年4月1日付で発生する予定であります。また、同日付で当社は「クオールホールディングス株式会社」に、クオール分割準備株式会社は「クオール株式会社」にそれぞれ商号を変更する予定であります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

クオール株式会社（以下、「甲」という。）とクオール分割準備株式会社（以下、「乙」という。）は、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、保険薬局事業、コンビニエンスストアを含む売店事業及びそれらに付随する事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継させる（以下、「本件分割」という。）。

第2条（分割当事者）

本件分割を行う当事者は、次のとおりとする。

（1）甲（吸収分割会社）

商号：クオール株式会社（平成30年4月1日付で商号変更予定。）

住所：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー37階

（2）乙（吸収分割承継会社）

商号：クオール分割準備株式会社（平成30年4月1日付で商号変更予定。）

住所：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー37階

第3条（分割に際して発行する株式）

乙は、本件分割に際して、普通株式5,400株を発行し、すべて甲に割り当てる。

第4条（分割により増加すべき資本金及び準備金）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金等の額は次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業に係る資産及び債務の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（1）資本金 270,000,000円

（2）資本準備金 0円

（3）その他資本剰余金 会社計算規則第37条に規定する株主資本等変動額から、
（1）及び（2）の金額を減じて得た額

第5条（分割承認総会）

甲及び乙は、それぞれ、平成29年12月1日を開催日として臨時株主総会を招集し、本契約の承認を求める。

第6条（効力発生日）

効力発生日は、平成30年4月1日とする。ただし、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

第7条（財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ相手方と協議の上、これを行うものとする。

第8条（権利義務の承継）

1. 甲は、乙に対し、第2項から第5項までの定めに従い、効力発生日において、本件事業に関して有する別紙1記載の権利義務を承継させる。
2. 乙は、平成29年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した別紙1の（1）及び（2）記載の本件事業に属する資産、債務を効力発生日において甲より承継する。
3. 乙は、効力発生日において別紙1の（3）①記載の雇用契約について、甲に従事する全従業員の雇用契約を甲より承継するものとする。
4. 乙は、効力発生日において別紙1の（3）②及び③記載の本件事業に属する契約及び権利義務を甲より承継する。
5. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとする。

第9条（競業避止義務）

甲は、本件分割の対象となった本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

第10条（分割の条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙又は本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲及び乙の株主総会の承認、又は法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第12条（協議）

本件分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、又は本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

平成29年10月31日

- (甲) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー37階
クオール株式会社
代表取締役社長 中村 敬 印
- (乙) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー37階
クオール分割準備株式会社
代表取締役社長 中村 敬 印

承継権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、平成 29 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1) 乙が承継する資産

①流動資産

本件事業に係る現金及び預金、売掛金、商品及びその他の流動資産。ただし、関係会社に対する短期債権、貸付金及び甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。

②固定資産

本件事業に係る土地、建物、工具器具備品、ソフトウェア、のれん、差入保証金・敷金及びその他の固定資産。ただし、関係会社株式、関係会社に対する長期債権及び甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。

(2) 乙が承継する債務

①流動負債

本件事業に係る買掛金、借入金、社債、賞与引当金及びその他の流動負債。ただし、未払法人税等、関係会社に対する短期債務及び甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。

②固定負債

本件事業に係る長期借入金、新株予約権付社債以外の社債及びその他の固定負債。ただし、新株予約権付社債及び甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。

(3) 雇用契約その他の権利義務

①雇用契約

甲の全従業員との間の労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

②その他の契約

本件事業に係る販売契約、仕入契約、リース契約、業務委託契約、賃貸借契約、フランチャイズ契約及びその他の契約における契約上の地位。

③その他承継する権利義務

本件事業に係る許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継可能なもの。

3. 会社法施行規則第183条各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

①クオール分割準備株式会社が当社に対して交付する株式の数
普通株式 5,400株

②クオール分割準備株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

吸収分割により増加するクオール分割準備株式会社の資本金及び準備金等の額は次のとおりです。ただし、効力発生日における本件事業に係る資産及び債務の状態により、当社及びクオール分割準備株式会社で協議の上、これを変更することができます。

(i) 資本金 270,000,000円

(ii) 資本準備金 0円

(iii) その他資本剰余金 会社計算規則第37条に規定する株主資本等変動額から、(i)及び(ii)の金額を減じて得た額

クオール分割準備株式会社は、当社の完全子会社であるため、当社及びクオール分割準備株式会社の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案の上、適宜に定めており、上記①及び②のいずれにつきましても、その内容が相当であると判断いたします。

(2) クオール分割準備株式会社の成立の日における貸借対照表の内容

(平成29年10月31日) (単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	30	(負債合計)	0
現金及び預金	30	純資産の部	
		資本金	30
		(純資産合計)	30
資産合計	30	負債・純資産合計	30

(3) クオール分割準備株式会社についての会社成立後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容該当するものではありません。

(4) 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容該当するものではありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

第1号議案「当社とクオール分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件」をご承認いただき、本件会社分割の効力が発生いたしますと、当社は、平成30年4月1日（予定）をもって、保険薬局事業、コンビニエンスストアを含む売店事業及びそれらに付随する事業を吸収分割によりクオール分割準備株式会社に承継し、持株会社となります。これに伴い、商号の変更（変更案第1条）を行うとともに、事業目的の整理、統合、追加（変更案第2条）と合わせて、一部表記の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（定款の変更部分を抜粋しております。下線部分_は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
（商号） 第1条 本社は、クオール株式会社と称する。 （英語では、Qol Co.,Ltd.と表示する。）	（商号） 第1条 本社は、クオールホールディングス株式会社と称する。（英文では、Qol <u>Holdings</u> Co.,Ltd.と表示する。）
（目的） 第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第2条 本社は、次の事業を営む <u>会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理すること</u> を目的とする。
2. 医薬品、医薬部外品、毒物、劇物、工業薬品、化学薬品、 <u>農業薬品の製造販売</u>	2. 医薬品、医薬部外品、 <u>健康食品</u> 、毒物、劇物、工業薬品、化学薬品 <u>及び農業薬品の製造並びに販売</u>
3. 食料品、飲料品、化粧品、 <u>日用雑貨の販売</u>	3. 食料品、飲料品、 <u>酒類、タバコ</u> 、化粧品 <u>及び日用雑貨の販売</u>
4. 医療機器、健康 <u>用器具</u> の販売	4. 医療機器、健康器具 <u>及び介護用品</u> の販売 <u>並びにレンタル</u>
5. 婦人服、紳士服、 <u>子供服等衣料品の販売</u>	5. 婦人服、紳士服 <u>及び子供服等衣料品の販売</u>
6. <u>たばこの販売</u>	【変更案第3号へ移動】
7. <u>郵便切手、はがき、収入印紙の販売</u>	6. 郵便切手、はがき <u>及び収入印紙の販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【新設】</p> <p>8. <u>宅配便の取次ぎ</u></p> <p>9. <u>写真現像の取次代行業</u></p> <p>10. <u>介護保険法に基づく居宅介護事業</u></p> <p>11. <u>在宅介護サービスに関する業務</u></p> <p>12. <u>介護用品の販売、レンタル</u></p> <p>13. <u>雑誌・書籍の企画、編集及び出版</u></p> <p>14. <u>書籍・雑誌の販売</u></p> <p>15. <u>企業の販売促進および宣伝活動の企画・立案</u></p> <p>16. <u>医師、薬剤師、看護師、医療用技術者の紹介、斡旋</u></p> <p>17. <u>有料職業紹介業</u></p> <p>18. <u>労働者派遣業</u></p> <p>19. <u>経営コンサルティング</u></p> <p>20. <u>医療情報サービスの提供</u></p> <p>21. <u>医療に関するコンサルティング</u></p> <p>22. <u>不動産の賃貸及び管理業</u></p> <p>23. <u>医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品、特別用途食品及び健康食品の臨床試験に係わる業務の受託</u></p> <p>24. <u>医療保険請求事務の受託</u></p> <p>25. <u>臨床試験関係者への臨床試験に係わる指導、研修</u></p> <p>26. <u>医学、薬学に関する情報のリサーチ、提供、研修</u></p> <p>27. <u>生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>28. <u>損害保険代理業</u></p> <p>29. <u>前記各号に附帯する一切の業務</u></p>	<p>7. <u>フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営</u></p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>8. <u>介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p>9. <u>在宅介護サービス事業</u></p> <p>【変更案第4号へ移動】</p> <p>10. <u>雑誌・書籍の販売、企画、編集及び出版</u></p> <p>【変更案第10号へ移動】</p> <p>11. <u>企業の販売促進及び宣伝活動の企画並びに立案</u></p> <p>【変更案第12号に包含】</p> <p>12. <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u></p> <p>【変更案第12号へ移動】</p> <p>13. <u>医療及び経営に関するコンサルティング</u></p> <p>【変更案第13号に包含】</p> <p>【変更案第13号へ移動】</p> <p>14. <u>不動産の賃貸及び管理</u></p> <p>15. <u>医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品、特別用途食品及び健康食品の臨床試験に係わる業務の受託</u></p> <p>16. <u>医療保険請求事務の受託</u></p> <p>【変更案第15号に包含】</p> <p>17. <u>医学及び薬学に関する情報の収集、分析、提供並びに研修</u></p> <p>18. <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>【変更案第18号へ移動】</p> <p>19. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>20. <u>その他適法な一切の事業</u></p>
<p>【新設】</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会および取締役</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役の</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>のほか、次の機関を置く。</p>	<p>ほか、次の機関を置く。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>第11条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第11条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(招集権者及び議長)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p>
<p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が招集しその議長となる。</p> <p>② 社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(議事録)</p>	<p>(議事録)</p>
<p>第16条 株主総会における議事の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p>	<p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の選任及び解任)</p>	<p>(取締役の選任及び解任)</p>
<p>第18条</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は、本定款第14条第2項の定めるところによる。</p>	<p>第18条</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は、本定款第14条第2項の定めるところによる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役) 第20条 本社は、取締役会の決議により代表取締役を選任する。</p> <p>(役付取締役) 第21条 本社は、取締役会の決議により取締役より会長、社長各1名並びに副社長、専務、常務及び相談役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 ② 社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第5章 監査役、監査役会および会計監査人</p> <p>(監査役の選任) 第31条 本社の監査役は株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権</p>	<p>(代表取締役) 第20条 本社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第21条 本社は、取締役会の決議により取締役より会長、社長各1名並びに副社長、専務、常務及び相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第5章 監査役、監査役会及び会計監査人</p> <p>(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内の<u>最終の事業年度に関する定時株主総会</u>終結の時までとする。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領<u>および</u>その結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内<u>に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前<u>まで</u>に発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領<u>及び</u>その結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋二丁目14番1号
フロントプレイス日本橋 10階
クオール株式会社 会議室



- 地下鉄 日本橋駅（東西線・銀座線）
「D4出口」より徒歩約1分
（浅草線）
「D1出口」より徒歩約1分
- 地下鉄 茅場町駅（日比谷線・東西線）
「12番出口」より徒歩約3分

※会場に駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。